



福井労働局

厚生労働省

～ふくい「働く」を支えます～

Press Release

令和6年8月9日

【照会先】

福井労働局労働基準部賃金室

室長 木村 和晴

室長補佐 川口ひろみ

電話 (0776) 22-2691

報道関係者 各位

福井県最低賃金 時間額984円を答申

—現行931円を53円引上げ—

福井地方最低賃金審議会（会長 岡崎 英一）は、本年7月4日、福井労働局長（石川良国）から「福井県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、福井県最低賃金専門部会を設けて慎重に審議を重ねてきた結果、8月9日、福井労働局長に対して答申を行いました。

内容は、現行の福井県最低賃金1時間931円を53円、率にして5.69%引上げ、1時間984円に改正するよう答申されたものです。

これを受けて、福井労働局長は同審議会の答申を公示し、改正決定の所要手続きに入りました。（発効予定日 令和6年10月5日）

参 考

福井県最低賃金の推移

	時間額（円）	引上げ額（円）	引上げ率（％）	中賃目安額（円）*
平成 14 年	6 4 2	0	0. 0 0	—
平成 15 年	6 4 2	0	0. 0 0	0
平成 16 年	6 4 3	1	0. 1 6	0
平成 17 年	6 4 5	2	0. 3 1	3
平成 18 年	6 4 9	4	0. 6 2	3
平成 19 年	6 5 9	1 0	1. 5 4	1 0
平成 20 年	6 7 0	1 1	1. 6 7	1 0
平成 21 年	6 7 1	1	0. 1 5	—
平成 22 年	6 8 3	1 2	1. 7 9	1 0
平成 23 年	6 8 4	1	0. 1 5	1
平成 24 年	6 9 0	6	0. 8 8	4
平成 25 年	7 0 1	1 1	1. 5 9	1 0
平成 26 年	7 1 6	1 5	2. 1 4	1 4
平成 27 年	7 3 2	1 6	2. 2 3	1 6
平成 28 年	7 5 4	2 2	3. 0 1	2 2
平成 29 年	7 7 8	2 4	3. 1 8	2 4
平成 30 年	8 0 3	2 5	3. 2 1	2 5
令和元年	8 2 9	2 6	3. 2 4	2 6
令和 2 年	8 3 0	1	0. 1 2	—
令和 3 年	8 5 8	2 8	3. 3 7	2 8
令和 4 年	8 8 8	3 0	3. 5 0	3 0
令和 5 年	9 3 1	4 3	4. 8 4	4 0
令和 6 年	9 8 4	5 3	5. 6 9	5 0

*中賃目安額とは、中央最低賃金審議会からの答申による目安引上額である。

なお、平成 14 年、平成 21 年、令和 2 年は、目安が示されなかったもの。

*平成 14 年から「日額・時間額併用方式」から「時間単独方式」に移行している。